

対象事業の政策・施策体系について

1. 審査会対象事業

事業名		担当部署名	
路上喫煙等対策事業		環境局環境事業部環境業務課	
政策・施策体系での位置づけ			
政策名	持続可能な環境共生都市を実現します	施策名	循環型社会推進と自然環境の保全・再生

2. 「堺市マスタープラン」における「循環型社会推進と自然環境の保全・再生」に対する考え方

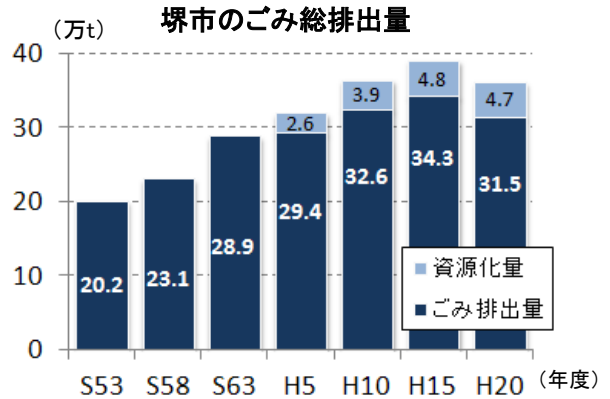
■ 現状と課題

本市のごみの総排出量は、この30年程で1.7倍以上に増加しています。

限られた資源で持続可能な社会経済活動を行うていくためには、大量消費・大量廃棄の生活様式を改め、廃棄物の抑制や、製品・資源の再利用・再生利用を進めるなど、循環型の社会システムへと転換していく必要があります。

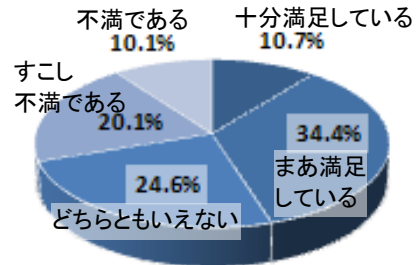
緑や水辺、動植物などの自然環境は、生活に潤いや安らぎを与え、都市の魅力や個性につながる重要な要素であり、次世代に継承すべき貴重な市民の財産です。

半数を超える市民がまちなかの緑の多さに満足していない現状からは、より多くの市民が安らぐことができる、良好な自然環境を保全・再生していくことが求められています。



資料: 堺市調べ

生活環境に関する市民の意識 「樹木などのまちなかの緑の多さ」について



資料: 堺市平成21年度市民意識調査結果

■ 施策展開の方向性

ごみの減量化・資源化を推進するとともに、市民との協働によるまちなかの緑の創出や、公園や水辺の環境整備を進め、潤いと安らぎのある良好な生活空間を形成します。

■ 成果指標

指標	現状値	目標値
一人一日あたりのごみ排出量	970g/日 (平成21年度)	840g/日 (平成27年度)
「ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる」と答えた人の割合 (「積極的に行っている」+「ある程度行っている」の計)	86.3% (平成22年7月)	100%

平成24年度 事務事業総点検シート(1)

事業番号	IV-4	事務事業名	路上喫煙等対策事業				
担当部署名	環境	局	環境事業	部	環境業務	課 作成担当者	三田

事業計画 (Plan)	1 評価体系での位置づけ	政策	5	持続可能な環境共生都市を実現します			
		施策	2	循環型社会推進と自然環境の保全・再生			
		細施策	3	まち美化の推進			
		再掲(政策・施策・細施策番号)					
	2 事業期間	開始	開始 H 21 年度 ~ 終了 年度 (終期を定めていない場合は開始年度のみ)				
	3 法定自治区分	全部自治事務			4 マスタープランの掲載	無	
	5 根拠法令	堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例			6 関連計画		
	7 事業の背景 (実施の経緯)	路上喫煙や空き缶等のポイ捨てについては、平成13年に「堺市まちの美化を推進する条例」を制定し、啓発を行ってきたが、改善されない状況が続いたため、平成21年に「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」を施行し、翌年路上喫煙等禁止区域を指定した。平成23年4月から違反者に対し1,000円の過料徴収を開始した。					
	8 事業の対象 (誰を、何を対象としているのか)	路上喫煙等禁止区域内における喫煙をする人や空き缶、空きビン、ビラやチラシ等の印刷物等を捨てる人を対象としている。					
	9 事業の目的 (どんな状況にしたいのか)	路上喫煙やポイ捨てをする人がいない、きれいでマナーの良い、市民が誇れる安全・安心・快適なまちづくりを目的としている。					
	10 事業の内容 (どうやって)	市民及び事業者のマナーの向上と意識の高揚を図るため、広報、ポスター、ケーブルテレビ、チラシ、横断幕・バナー掲出、バス車内広告、駅の電光掲示板等を活用した啓発事業を行うとともに、特に路上喫煙等禁止区域においては、巡視員を配置し、指導啓発活動及び違反者からの過料徴収を行っている。					
11 事業の実施方法 ※複数選択可能	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施		<input type="checkbox"/> 補助金		<input type="checkbox"/> 貸付		
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託		<input type="checkbox"/> 負担金		<input type="checkbox"/> その他()		
直接実施以外の支出先		株式会社MPO、株式会社アクターリアリティー					

		項目	単位	H21年度決算	H22年度決算	H23年度決算	H24年度予算	
コスト状況 (Do)	12 主な事業費内訳	事業費 (a)	千円	7,856	11,404	21,638	28,923	
		報酬、旅費	千円		7,354	15,609	16,382	
		需用費、役務費等	千円	5,217	3,861	4,265	7,728	
		委託料	千円	1,825	160	1,764	4,752	
	財源内訳	国・府支出金	千円	7,856				
		市債	千円					
		一般財源	千円		11,404	21,638	28,923	
		その他()	千円					
	13 職員数内訳	人件費 (b)		千円	1,700	8,900	12,150	10,870
		職員数内訳	正規職員従事者数 (常勤再任用職員含む)	人	0.2	0.2	0.9	0.9
任期付短時間職員従事者数			人					
再任用短時間職員従事者数			人		2.0	1.25	1.0	
再雇用職員従事者数			人					
非常勤職員従事者数 (再雇用含まず)			人					
短期臨時職員従事者数			人					
人材派遣労働者数	人							
14	総コスト(c)=(a)+(b)		千円	9,556	20,304	33,788	39,793	
15	対象者(利用者)数 (d)		人	836,673	838,732	841,845	842,642	
16	単位あたりコスト (e)= (c)/(d)		千円	0.01	0.02	0.04	0.05	

平成24年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	路上喫煙等対策事業						
担当部署名	環境	局	環境事業	部	環境業務	課 作成担当者	三田

17	評価指標 (実績)	指標名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		禁止区域内における巡視員による 巡視出動回数	回	目標		368	561	592
				実績		350	538	592
				達成率	%	95%	96%	96%
		指標設定の考え方・算出方法・計算式など		目標指数＝年間の全出動回数－巡視員数×23(巡視員一人当たりの年間休暇等取得日数)				
		指標名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
				目標				
				実績				
				達成率	%	%	%	%
		指標設定の考え方・算出方法・計算式など						
【その他】 ※数値以外の実績があればご記入ください。								
18	成果指標	指標名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		路上喫煙等禁止区域における 違反行為率の減少 (違反行為者数/通行者数)	%	目標		0.60	0.14	0.14
				実績	1.16	0.27	0.21	0.14
				達成率	%	222%	67%	67%
		指標設定の考え方・算出方法・計算式など		禁止区域内(堺東駅前広場を定点とする)における通行者1万人あたりの歩行喫煙者の割合				
		指標名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
				目標				
				実績				
				達成率	%	%	%	%
		指標設定の考え方・算出方法・計算式など						
【その他】 ※数値以外の実績があればご記入ください。								

19	事業の振り返り (Check)	①公益性		
		(対象者)	(必需性)	(判断理由・根拠)
		<input checked="" type="checkbox"/> 不特定多数の市民を対象としたサービスの提供 <input type="checkbox"/> 中間的なサービス <input type="checkbox"/> 特定少数の市民又は団体等を対象としたサービスの提供	<input type="checkbox"/> 市民生活に必要不可欠なサービス <input checked="" type="checkbox"/> 中間的なサービス <input type="checkbox"/> 市民が必要とするサービス	市域内での路上喫煙、ごみのポイ捨て等を防止することが、安全・安心・快適なまちづくりに繋がるため、市域内すべての人が対象となる。
		②市の関与の合理性		
		市の関与の妥当性の程度	(判断理由・根拠)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低	本事業は、特に必要と認める禁止区域において、路上喫煙やポイ捨て等の違反行為に対して過料徴収するものであり、公権力の行使にあたる指導規制業務であるとともに、安全安心の総合条例においても市が率先して取り組むこととされていることから、市は積極的に関与する必要がある。	
		③市民ニーズとの合致性		
		市民ニーズの把握	(把握方法・把握していない理由)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 把握している <input type="checkbox"/> 把握していない	条例制定時の議会での議論はもとより、特に路上喫煙等禁止区域の設定時の地域住民や関係団体との意見交換などを通じ、市民ニーズを一定把握している。	
		④政策・施策に対する目的適合性		
目的適合性について	(判断理由・根拠)			
<input checked="" type="checkbox"/> 目的適合性がある <input type="checkbox"/> 目的適合性がない	持続可能な環境共生都市の実現を図る上で、自分たちのまちの美化や快適な環境を自らが作り出すということが基本であるとする。そのため、市民・事業者と協働での路上喫煙等の防止によって、まちの美化を推進することは、環境共生都市の実現とその目的を同じくするものであり、目的適合性がある。			
⑤事務事業開始時と現在の状況の変化				
時代適合性について	(判断理由・根拠)			
<input checked="" type="checkbox"/> 適合性がある <input type="checkbox"/> 適合性がない	事業開始時に比べて喫煙に対する社会的な意識がより厳しいものへと変化している。条例制定→路上喫煙等禁止区域の指定→過料徴収など時代の変化に対応している			

平成24年度 事務事業総点検シート(3)

事務事業名	路上喫煙等対策事業							
担当部署名	環境	局	環境事業	部	環境業務	課	作成担当者	三田

20	有効性・費用対効果の点検	①サービス水準の妥当性	(高水準のサービスが必要な理由、低水準の場合はその理由)
		<input type="checkbox"/> 国の基準(他政令市の水準)を上回るサービス水準 <input checked="" type="checkbox"/> 国の基準(他政令市の水準)と同程度のサービス水準 <input type="checkbox"/> 国の基準(他政令市の水準)を下回るサービス水準	
		②成果(活動)指標の達成状況	(左記結果となった理由)
		<input type="checkbox"/> 成果(活動)指標の実績値は、目標をほぼ達成した <input checked="" type="checkbox"/> 成果(活動)指標の実績値は、目標を下回った(指標に改善傾向が見られる) <input type="checkbox"/> 成果(活動)指標の実績値は、目標を下回った(指標に改善傾向が見られない)	路上喫煙等禁止区域において、巡視員が過料徴収を含む指導・啓発活動を積極的に行い、また、さまざまな広報手段を講じた啓発活動に積極的に取り組むとともに、各区が実施する区民まつり等においても積極的に啓発活動を展開したことにより、違反行為者は減少傾向にある。
		③類似事業との統合	(統合可能性のある類似事業名、統合不可能な場合はその理由)
		<input type="checkbox"/> 類似する事業と統合可能 <input checked="" type="checkbox"/> 類似する事業はない <input type="checkbox"/> 類似する事業はあるが、統合不可能	
		④受益者(サービスを受ける側)負担の妥当性	(判断理由)
		負担を求める必要性	路上喫煙等等の減少による利益は、ある特定の人や団体が享受するものではなく、広く社会全体や市民全般が享受しうるものであるため、受益者負担を求める妥当性はない。
		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
		見直しの必要性	
		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

21	事業の振り返り(Check)	比較参考値 (政令指定都市の状況、国等の基準との比較等)	【政令指定都市の状況】(平成23年度実績)			
			堺市	直接罰1,000円の過料徴収	浜松市	努力義務のみ規定、巡視活動等なし
			札幌市	直接罰1,000円の過料徴収	名古屋市	直接罰2,000円の過料徴収
			仙台市	条例未制定	京都市	直接罰1,000円の過料徴収
			さいたま市	措置命令違反時2000円の過料徴収(実績なし)	大阪市	直接罰1,000円の過料徴収
			千葉市	直接罰2000円の過料徴収(実績なし)	神戸市	直接罰1,000円の過料徴収
			川崎市	直接罰2000円の過料徴収(実績なし)	岡山市	条例上過料規定あり、区域指定ないため過料徴収なし
			横浜市	直接罰2,000円の過料徴収	広島市	直接罰1,000円の過料徴収
			相模原市	条例未制定(平成24年度中施行予定)	北九州市	直接罰1,000円の過料徴収
			新潟市	直接罰1,000円の過料徴収	福岡市	過料の適用なし
			静岡市	直接罰2000円の過料徴収(実績なし)	熊本市	直接罰1,000円の過料徴収(実績なし)
			【国等の基準との比較】			
			【必要に応じて近隣市の状況をご記入ください】			

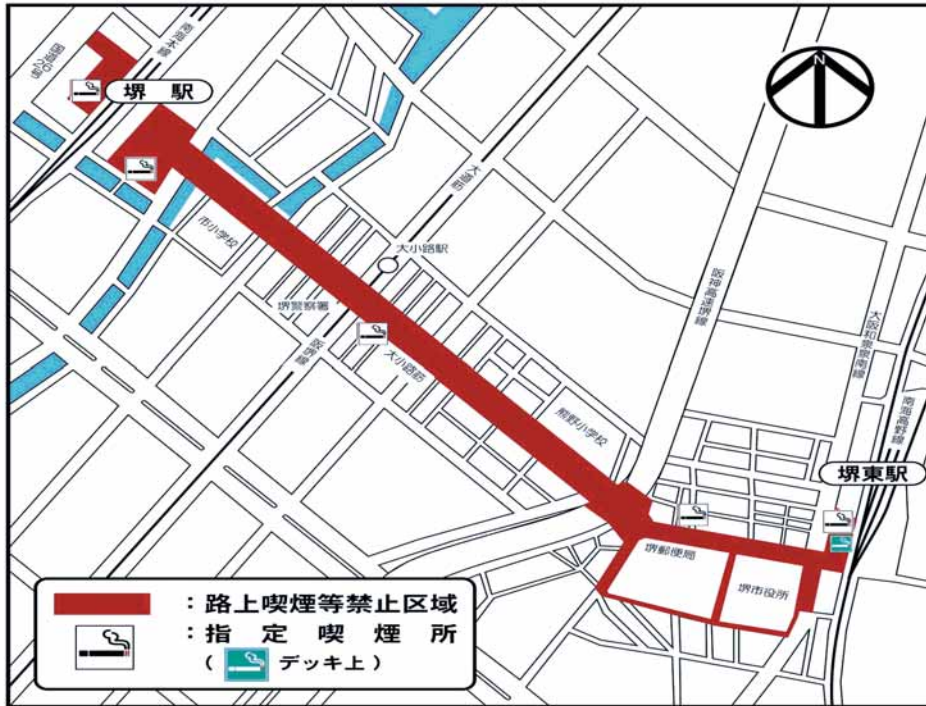
22	担い手の点検	①民間実施の可能性	(具体的内容、ない理由)
		<input checked="" type="checkbox"/> 既に民間実施・委託を導入している <input type="checkbox"/> 民間実施・委託を検討すべき業務がある <input type="checkbox"/> 民間実施・委託を検討すべき業務がない	巡視業務については、過料を徴収する公権力の行使を伴うため、地方自治法施行令第158条の規定により委託することはできないが、指導啓発の効果等を把握することを目的とした禁止区域内での定点観察等の実態調査等については、すでに民間会社に委託している。
		②国・府・広域連携との可能性	(具体的内容、ない理由)
		<input type="checkbox"/> 既に国・府・広域連携を実施している <input type="checkbox"/> 国・府・広域連携を検討すべき業務がある <input checked="" type="checkbox"/> 国・府・広域連携を検討すべき業務がない	禁止区域の指定や過料徴収など、各市がその状況に応じて対処すべき事象であるため。
		③市民協働との可能性	(具体的内容、ない理由)
		<input type="checkbox"/> 既に市民協働を実施している <input checked="" type="checkbox"/> 市民協働の可能性はある <input type="checkbox"/> 市民協働の可能性はない	路上喫煙等対策事業を効果的に推進するためには、自分たちのまちは自分たちできれいにしようといった意識を持つことが重要であり、地域住民や企業等の事業者との連携や協働は不可欠であるため。
		④外郭団体で実施する必要性(外郭団体関連事業の場合)	

平成24年度 事務事業総点検シート(4)

事務事業名	路上喫煙等対策事業							
担当部署名	環境	局	環境事業	部	環境業務	課	作成担当者	三田

23	今後の方向性	総点検に基づく方向性(所管課)																											
		事業の方向性	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>拡充</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td></tr> <tr><td>現状維持</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">/</td></tr> <tr><td>縮小</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td></tr> <tr><td>廃止</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">ゼロ</td><td style="text-align: center;">縮小</td><td style="text-align: center;">現状維持</td><td style="text-align: center;">拡大</td></tr> </table>	拡充	/	/	/	/	現状維持	/	/	○	/	縮小	/	/	/	/	廃止	/	/	/	/		ゼロ	縮小	現状維持	拡大	
拡充	/	/	/	/																									
現状維持	/	/	○	/																									
縮小	/	/	/	/																									
廃止	/	/	/	/																									
	ゼロ	縮小	現状維持	拡大																									
		公金投入の方向性(人件費含む)																											
24	改善の方向性(Action)	現状の課題																											
		路上喫煙等禁止区域における違反行為者は減少の傾向にあるが、未だ路上喫煙やポイ捨て等が後を絶たないことも事実である。 こういった禁止区域を必要としない安全・安心で美しいまち塚を実現するためには、継続的な指導・啓発の徹底によってマナー向上を図っていく必要がある。																											
		今後の改善策																											
		1 さまざまな広報媒体を活用した広報活動を推進するとともに、区民まつり等のあらゆる機会をとらえて、広く市民に周知啓発を行う。 2 禁止区域内での活動状況等の情報を市域全体に発信することによって、市全体におけるマナーの向上を図り、安全・安心で美しいまちづくりを推進する。 3 更なるマナーの向上を図るため、禁止区域外の主要駅頭での啓発活動を展開する。																											
		コスト削減が見込まれる場合はその内訳を記入して下さい																											
		外郭団体関連事業の場合は団体としての事業の方向性に対する考え方を記入して下さい																											

1 路上喫煙等禁止区域図及び案内看板等



路上喫煙等禁止区域図



禁止区域案内看板(4か所設置、3ヶ国語表記)



路面標示(110か所に貼付)

2 路上喫煙者数の推移

(1) 堺東駅前広場(定点調査)

<5日間の総数>	通行者総数(人)		路上喫煙者総数(人)		路上喫煙率(%)		計			
	男	女	男	女	男	女	通行者(人)	喫煙者(人)	路上喫煙率	※
禁止区域指定前 (H22.1.4~1.8)	15,147	19,030	355	43	2.34%	0.23%	34,177	398	1.16%	116.45
禁止区域指定後 (H22.11.8~11.12)	19,105	32,146	126	11	0.66%	0.03%	51,251	137	0.27%	26.73
過料徴収実施後 (H24.1.16~1.20)	25,685	24,500	89	16	0.35%	0.07%	50,185	105	0.21%	20.92

注1…調査地点:堺東駅前広場(高島屋・ジョルノ間の歩道橋下ポスト前での定点調査)

注2…調査時間:8時~18時

注3…「*」1万人当りの路上喫煙者数

3 年度別路上喫煙等指導件数

平成22年度	平成23年度	
指導件数	指導件数	左のうち過料処分件数
5,846	797	572

注1…平成22年4月、禁止区域を指定し、巡視員による指導を開始

注2…平成23年4月、禁止区域内において、違反者から過料徴収開始

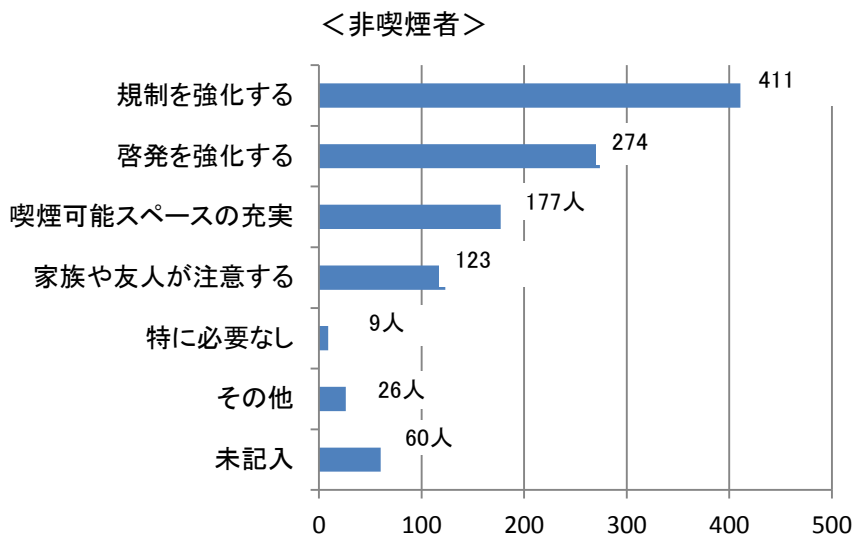
注3…平成23年度指導件数(未然防止件数+過料処分件数)

4 市民アンケート調査

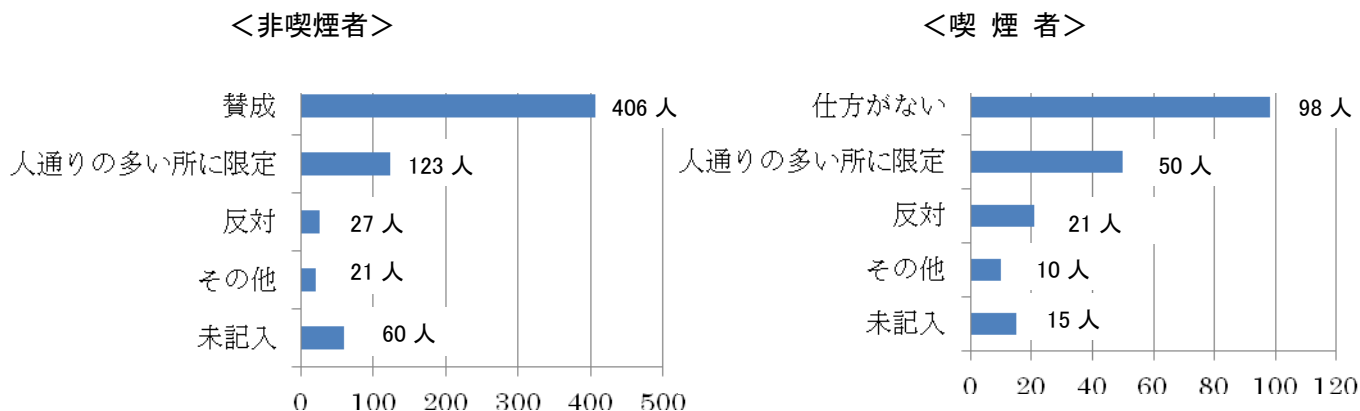
(1) 平成17年度

路上喫煙等の規制に関する規定を含む「堺市安全・安心快適な市民協働のまちづくり条例を策定するにあたり、路上喫煙についてアンケート調査を行った。アンケートを2,300世帯に送付し、回収率は、約34%(非喫煙者75.7%、喫煙者21.9%)であった。

① 歩行喫煙に対する取るべき対策(複数回答)



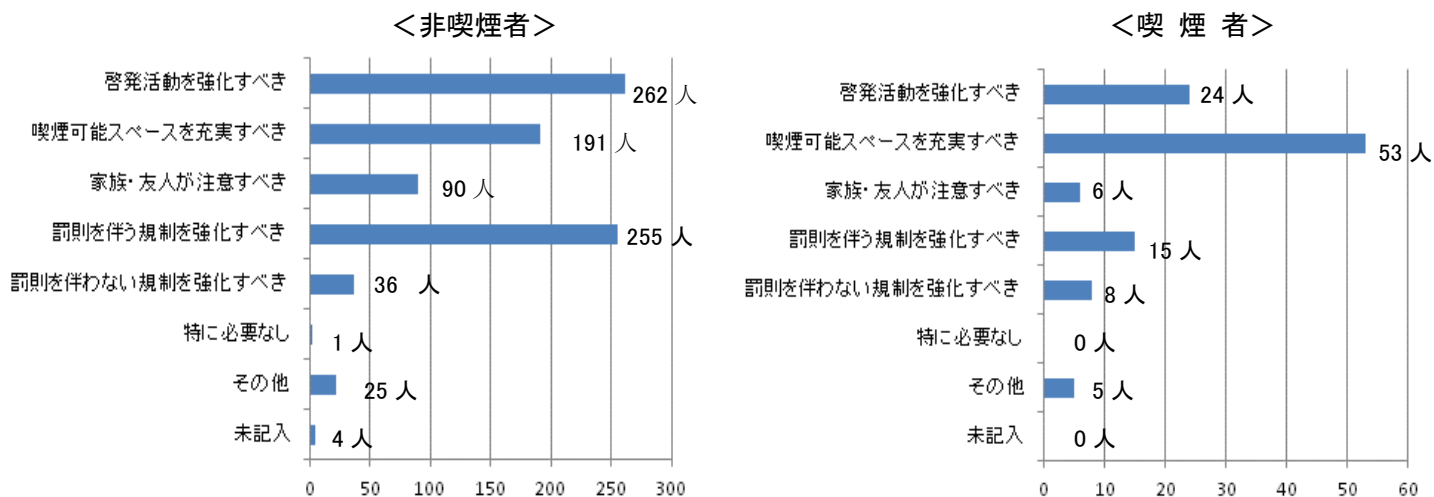
② 歩行喫煙に対する罰則を含む規制の賛否(複数回答アリ)



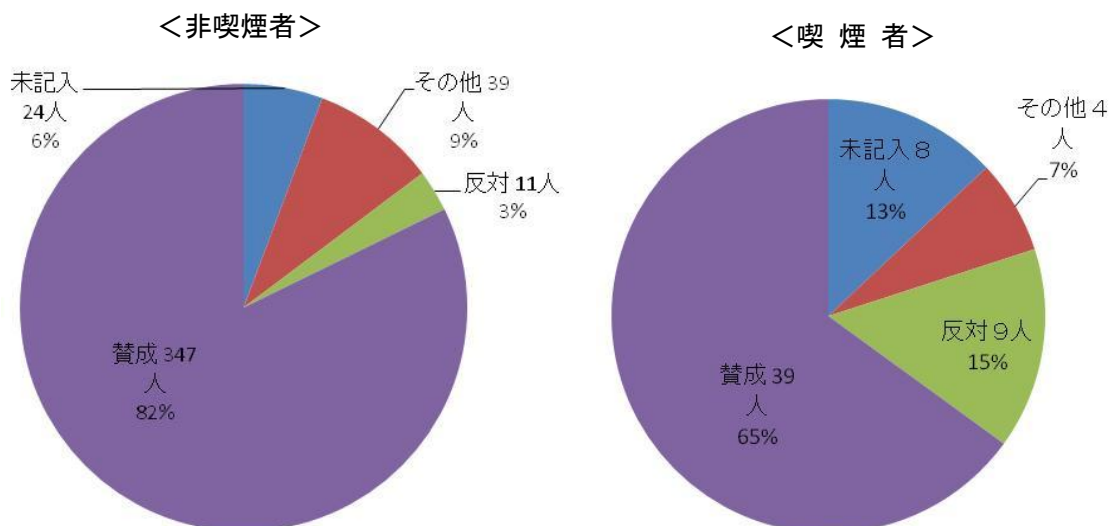
(3) 平成23年度

平成23年4月1日からの禁止区域内での過料徴収開始後の、路上喫煙等についてアンケート調査を行った。1,500世帯にアンケートを送付し、回収率は約35%(非喫煙者 72.0%、喫煙者 10.2%、未記入 17.8%)であった。

① 路上喫煙者に対する対策(複数回答)



② 路上喫煙者に対する罰則を含む規制の賛否



路上喫煙等防止による巡視風景



<巡視体制>

- ・ 年未年始を除く、毎日
- ・ 2名1組の3班体制
- ・ 早出と遅出の1日2組



市役所懸垂幕等を活用した広報啓発



市役所(懸垂幕)



自転車啓発誘導員による協力



駅前広場デッキ上(横断幕)



早朝 管理職による啓発